

## 国民保護法（抄）

### 1 設置の目的（国民保護法第 39 条 1 項）

市域に係る国民保護措置に関し広く住民の意見を求め、市の国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、横浜市国民保護協議会を設置する。

### 2 所掌事務（国民保護法第 39 条 2 項）

- (1) 市長の諮問に応じて、市域に係る国民保護措置に関する重要事項を審議する。
- (2) 市長から諮問された重要事項に関し、市長に意見を述べる。

### 3 市国民保護協議会への諮問（国民保護法第 39 条 3 項）

市長は、市国民保護計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ市国民保護協議会に諮問しなければならない。

### 4 協議会の組織（国民保護法第 40 条）

- (1) 会長は、市長をもって充てる。（第 2 項）
- (2) 委員は、次に掲げる者から市長が任命する。（第 4 項）
  - ① 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
  - ② 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）
  - ③ 当該市町村の属する都道府県の職員
  - ④ 当該市町村の副市町村長
  - ⑤ 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
  - ⑥ 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）
  - ⑦ 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - ⑧ 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- (3) 任期は、2 年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。（第 5 項）